

第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルを見直し、循環型社会の形成を目指すことが必要となります。そのため、県では、平成28年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては循環型社会形成推進基本法において、廃棄物の具体的な処理方法等については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において定められています。

廃棄物処理法第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を示しており、本計画は国の基本方針に即し、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県が定めることとされている法定計画です。

本計画は、循環型社会形成推進基本法を踏まえた計画として位置付けるとともに、廃棄物処理法に基づく計画として位置付けていきます。

また、本計画は、これらの法律による位置付けに加えて、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）、長野県環境基本計画を上位計画とした個別計画としても位置付けられています。

<循環型社会とは>

廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用、適正な処分がなされることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

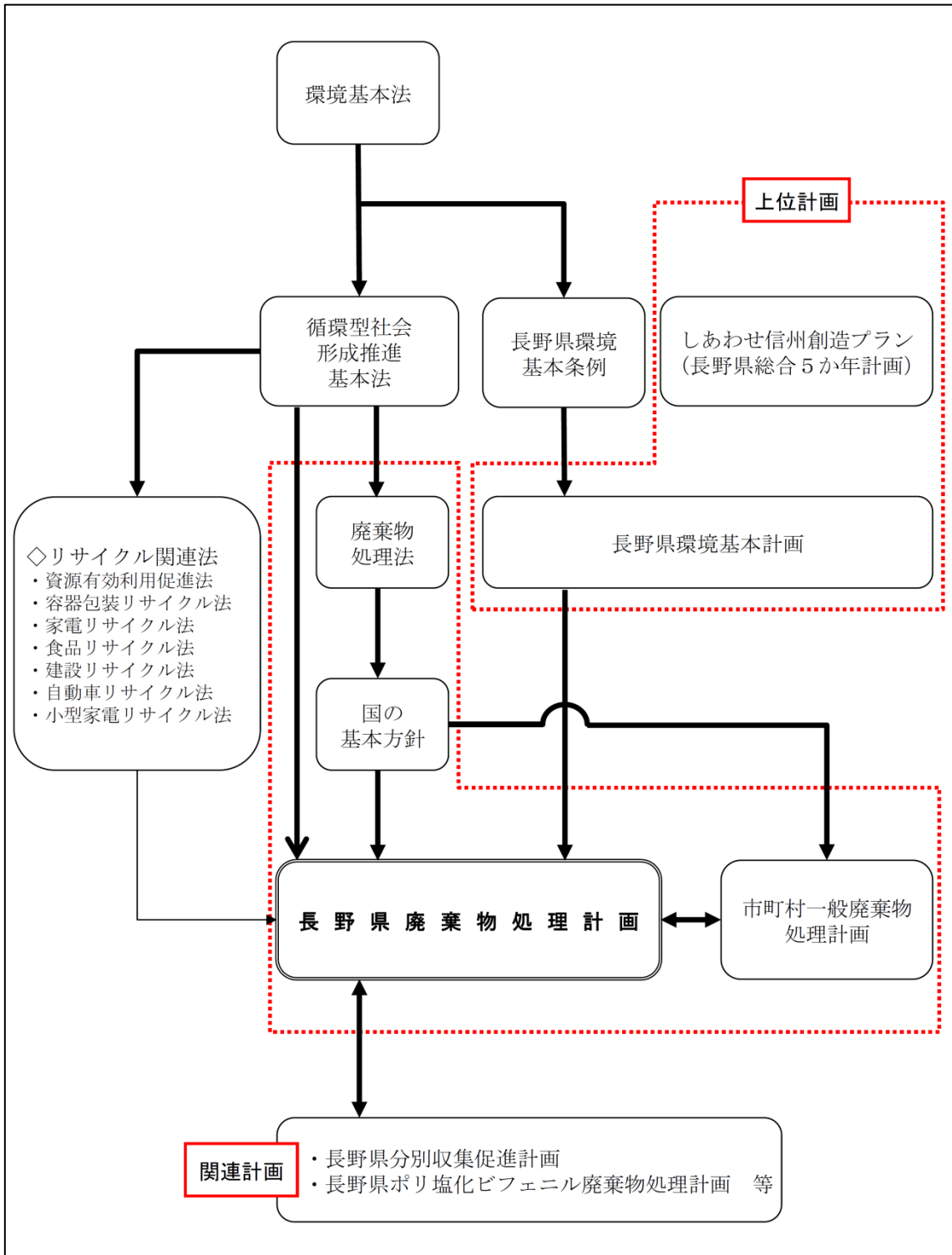


図 1-1 廃棄物処理計画の位置付け

3 計画の期間

平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

4 基本目標

**「もったいない」を大切にして
ごみ減量日本一！
～美しい信州を次世代へ～**

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくため、「もったいない」の気持ちを大切にして、廃棄物の排出抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指します。

1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量

| 順位 | 県名 | 重量 |
|-----|------|-------|
| 1 位 | 長野県 | 838 g |
| 2 位 | 沖縄県 | 844 g |
| 3 位 | 熊本県 | 846 g |
| 参考 | 全国平均 | 947 g |



(出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」(平成 26 年度実績))

5 目指す循環型社会の姿

目指す循環型社会は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる社会です。

また、循環型社会の形成を推進するにあたっては、常に低炭素社会及び自然共生社会の取組を意識しながら統合的に進める必要があります。

県は、県民、事業者、市町村等の多くの主体とこれらの考えを共有しながら、循環型社会の形成の推進に向けて取り組んでいきます。

6 3R（スリーアール）と2Rを意識した取組

(1) 3Rについて

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。

循環型社会形成推進基本法においては、これらの3Rについて、環境負荷の少ない順に、1番に「リデュース（排出抑制）」、2番に「リユース（再使用）」、3番に「リサイクル（再生利用）」として、その優先順位を定めています。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向について、「まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。」としています。

3Rを効果的に実践した後、残ったごみは熱回収に利用し、最後に適正な処分を行います。これらの優先順位を踏まえて、ごみの減量・再資源化に取り組むことが大切です。

(2) 2Rを意識した取組

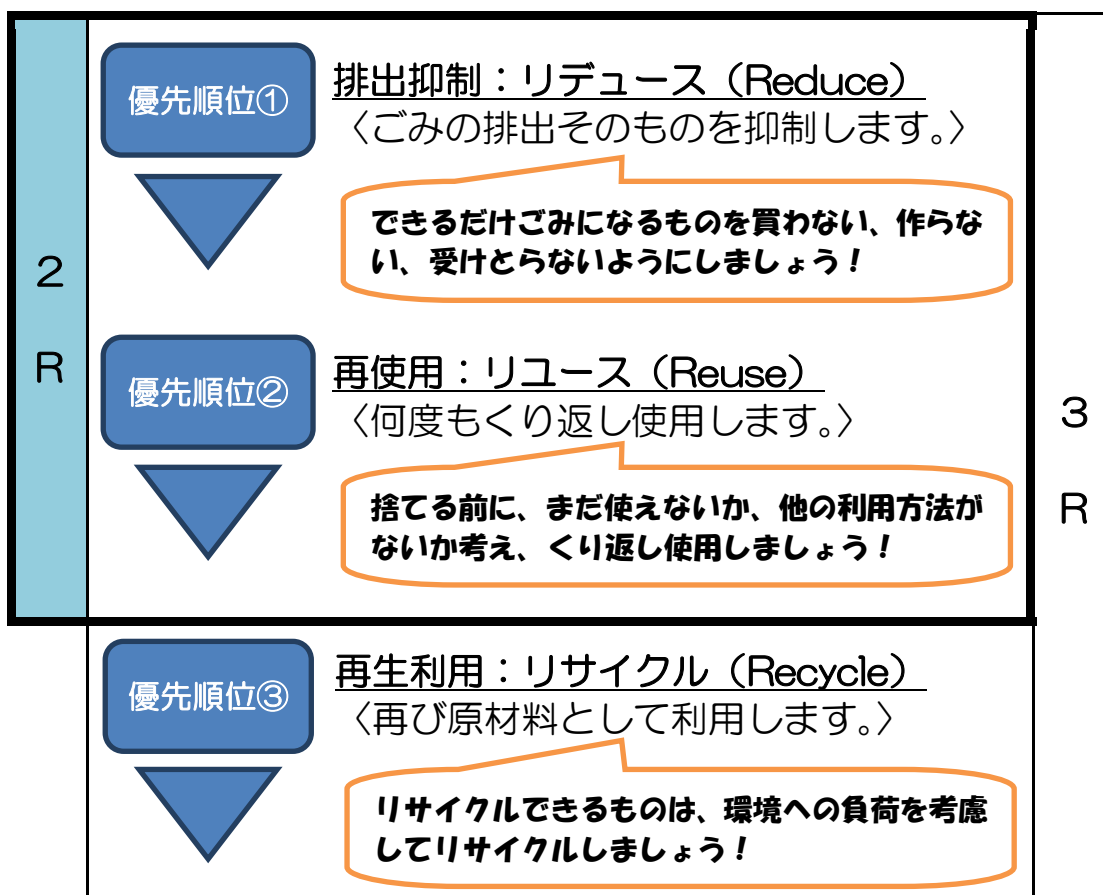
3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース、リユースの2つは「2R（ツーアール）」と呼ばれています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、国が策定した第三次循環型社会形成推進基本計画では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2Rを可能な限り推進することが基本とされています。

また、国の第四次環境基本計画において、循環型社会の形成に関連した重点的取組事項の1つに「2Rを重視したライフスタイルの変革」が記載されており、リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会システムの構築を目指すとしています。

循環型社会の形成の推進にあたっては、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユースという2Rの取組を積極的に進めていく必要があります。

これらを踏まえ、本計画においては、3Rの優先順位に従い、リデュース及びリユースの2Rを意識した取組により廃棄物の減量化を進め、より環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進していきます。



それでも、ごみになってしまうものは・・・

熱回収

〈単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収します。〉

適正処分

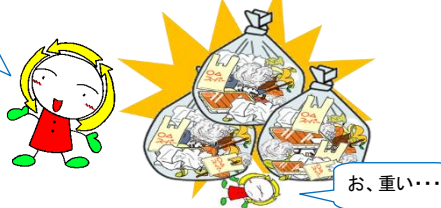
〈最後に残った廃棄物を適正に中間処理や埋立処分します。〉

図 1-2 処理の優先順位について

《「どうして2Rなんだろう？」ある日のクルんとアルクマ》

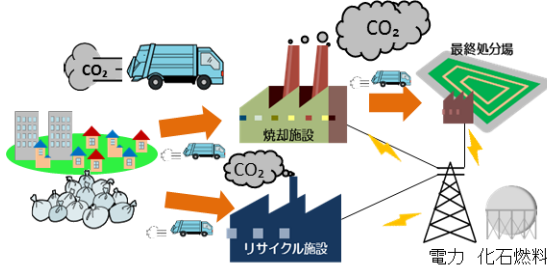


どうしてごみを減らさないといけないのか知っている？ごみが増えるとどんなことが困るか考えてみよう！



ごみが増えてしまうと・・・

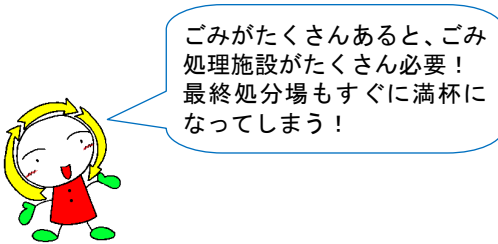
その1 ごみ処理による環境への負荷が増加する！



ごみの運搬、焼却・リサイクルには、たくさんのエネルギーが必要で、CO₂も出ているよ！
ごみ収集車や、ごみを燃やすのにも化石燃料が必要だよ！



その2 ごみ処理施設がたくさん必要になる！




ごみがたくさんあると、ごみ処理施設がたくさん必要！
最終処分場もすぐに満杯になってしまう！



もう施設を造る場所がない・・・



その3 ごみ処理の費用がたくさんかかる！

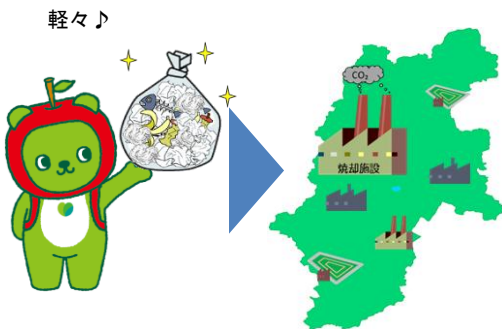
-  長野県全体 **＝ 約226億円**
-  長野県民1人当たり **＝ 約10,500円**
-  10kg当たり **＝ 約340円**

一般廃棄物の処理には皆さんの税金が使われているんだよ！

※一般廃棄物処理事業実態調査（平成25年度実績）より



2Rを実践して、ごみが少なくなれば・・・



軽々♪

CO₂の発生量やエネルギーの使用量も減って、環境負荷も減る！せっかく造ったごみ処理施設も長く大切に使えるね！もちろん、ごみ処理費用も少なくて済んじゃう！
環境負荷の少ない循環型社会をつくるために、2Rが大切なんだよ！



それでもごみになったものはリサイクルへ！！

7 廃棄物の定義等

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物（固体又は液体）をいいます。

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

(2) 廃棄物の分類

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

ア 一般廃棄物

一般的には、住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

市町村がその処理方法を決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合であっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないとされています。

イ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で指定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが指定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合であっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出事業者に求められています。

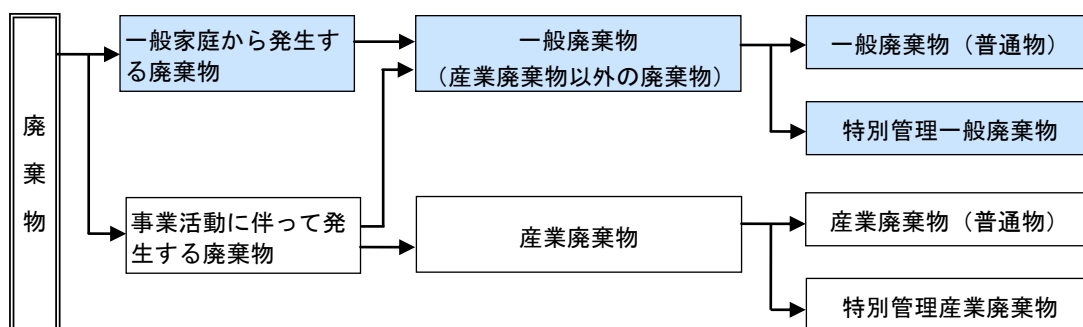
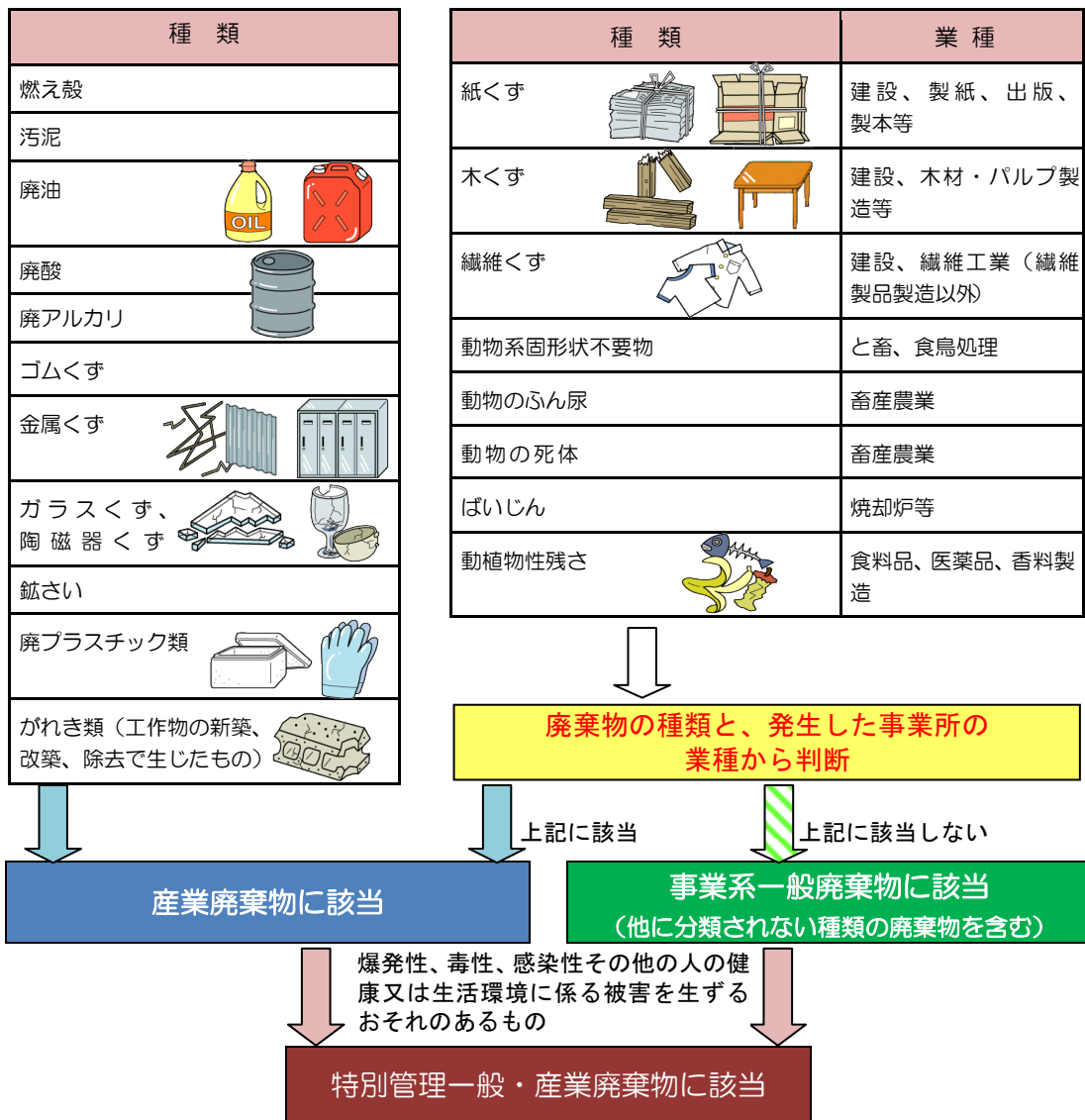
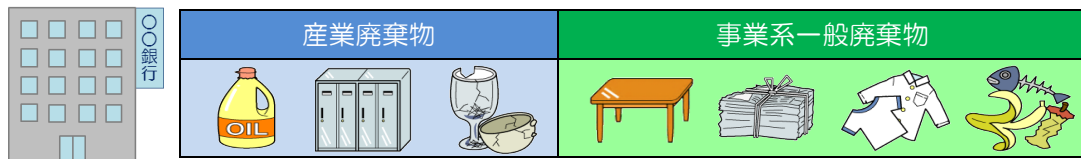


図1-3 廃棄物の体系図



例 1：オフィスや飲食店で発生する廃棄物の分類は・・・



例 2：食品工場で発生する廃棄物の分類は・・・



図 1-4 事業所から排出される廃棄物とその区分について